

# 法定調書について朗報をお持ちしました！

法定調書が分からなくて眠気覚ましに珈琲、ではなくて、  
分かる人に委託してゆっくりと珈琲、というのはいかがでしょう？



年末調整が終わり、  
少し気を抜いている方、  
実は法定調書を作成  
しなくてはいけないのではありませんか？

市区町村へ提出の「給与支払報告書」は、  
税務署へ提出する者の範囲とは異なります。

## 「給与所得の源泉徴収票」

1 年末調整をしたもの

- (1) 法人役員：年給与等額が150万円超。
- (2) 弁護士、司法書士、税理士等：年給与等額が250万円超。
- (3) その他：年給与等額が500万円超。

2 年末調整をしなかったもの

- (1) 給与所得者扶養控除等申告書提出者で源泉徴収猶予を受けた者：年給与等額が250万円超、法人役員：50万円超。
- (2) 給与所得者扶養控除等申告書提出者：年給与等額2,000万円超。
- (3) **not**給与所得者扶養控除等申告書提出者：給与所得源泉徴収税額表月・日額表乙・丙欄適用者：年給与等額：50万円超。

## 「退職所得の源泉徴収票」

退職手当、一時恩給他これらの性質を有する給与支払者。

## 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」

- (1) 外交員、集金人、電力量計検針人、プロボクサー等、ホステス等の報酬・料金、広告宣伝のための賞金：同一人に対する年支払合計額：50万円超。
- (2) 馬主支払い競馬の賞金：年1回の支払賞金額：75万円超。
- (3) プロ野球選手等に支払う契約金：同一人に対する支払合計額が年5万円超
- (4) 弁護士や税理士等への報酬、作家や画家への原稿料や画料、講演料等：同一人に対する年支払合計額が5万円超。
- (5) 社会保険診療報酬支払基金へ支払いの診療報酬：同一人に対する年支払合計額：50万円超。

## 「不動産の使用料等の支払調書」

- (1) 不動産、その上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶・航空機借受・不動産上の権利設定の対価支払法人。
- (2) 不動産業者の個人。

## 「不動産等の譲受けの対価の支払調書」

不動産、その上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶・航空機の譲受対価支払法人、不動産業者の個人。

## 「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」

不動産、その上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶・航空機売買・貸付斡旋手数料支払法人、不動産業者の個人。

(注)上記には例外もございます。

しかし気になっても、その疑問に答えを持っているという方が身近にいない方も多はず。  
そんな時には弊社スタッフを頼っていただきたいと思えます。  
多くの疑問を解決したエキスパートたちが、あなたの疑問にズバリお答えします。  
小さな事からでも、是非ご相談ください。

**「法定調書の疑問について任せられる」、そんな安心をお届けします！**